

令和 4 年

第 11 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 4 年 11 月 25 日 午後 1 時 3 0 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 雅 美	9 番 鈴 木 洋 有
2 番 青 木 貞 治	1 0 番 吉 川 正
3 番 二 宮 賢 一	1 1 番 添 田 政 夫
	1 2 番 加 藤 正 和
6 番 平 原 則 子	1 3 番 柳 田 孝
7 番 竹 内 欣 也	1 5 番 近 藤 剛 司
	1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

5 番 古 正 輝 子 8 番 石 井 雅 浩

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできませんが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男 (欠席)

5 出席事務局員

事務局長 山 口 信 彦
書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届
出について

議長 ただ今の出席委員は１２名で、定足数に達しておりますので令和４年第１１回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、５番古正輝子及び８番石井雅浩より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、９番鈴木洋有委員と１０番吉川正委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第２７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。なお、議案第２７号は２件ございますが、内容が同一の案件であるため一括で審議をします。では、事務局より説明をお願いします。

書記 議案第２７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」は、議案書１ページの２件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第２７号１番及び２番を朗読・説明》

書記 議案第２７号１番及び２番の内容につきましては、神奈川県の水道管布設工事において、安全かつ効率的な作業ができるよう工事現場に隣接した当該農地２筆の一部を重機等置くために仮設工事用地として使用するもので、工事完了後は速やかに農地復元をする予定です。

なお、１１月１５日に寺坂地区担当の柏木推進委員及び事務局２名が現地確認を行っています。

議長 議案第２７号１番及び２番につきましては現地確認をお願いした寺坂地区担当の柏木推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木）推進委員の柏木です。議案第２７号１番及び２番の農地について、１１月１５日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、工事の間、一時的に重機等を置くための仮設工事用地として使用されますが、工事完了後は速やかに農地復元を行なうため、転用することによる周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、周辺農地に影響はないということです。

それでは、議案第２７号１番及び２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２７号１番及び２番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２７号１番及び２番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第２８号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２８号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」は、議案書の３ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の２ページをご覧ください。

大磯町長より令和４年１１月９日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第２８号１番を朗読・説明》

書記 議案第２８号１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は露地畑であり、認定新規就農者が農業経営基盤法により令和３年１月から借りている農地の利用権の再設定です。借り手が引き続き借りることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、１１月１０日に虫窪地区担当の二宮委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地確認をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番の二宮です。議案第28号1番の農地について、11月10日に私と事務局で現地確認を行いました。当該農地が継続して使用されることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことでした。

議長 では、議案第28号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第28号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第28号1番は原案とおり決定いたしました。

以上で議案第28号の全ての審議が終了しました。なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書4ページの3件でございます。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 農地を相続してから長期間が経過しているようですが、届出書の提出の期間は定められていないのでしょうか。

書記 本来は登記完了後等のタイミングで、遅滞なく、農地法第3条の3の届出は行なわなければならないのですが、このことが十分に周知されていないため、遅れてしまったと考えられます。また、相続においては諸般の事情で、時間を要することもあります。なお、死亡届が戸籍係に提出された場合は、戸籍係から農地法の届出が必要であることを示す用紙を渡していますが、届出を忘れてしまう方もいるようです。

議長 他に意見はございますか。よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書5ページの4件でございます。場所につきましては、総会資料の3ページから6ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から4番を朗読》

書記 報告第2号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和4年第11回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 1 時 47 分)